

議案第 1 0 4 号

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出し及び同条中「最大受入量」を「処理能力」に改め、同条の表中「35 キロリットル」を「44 キロリットル」に改める。

別表し尿の部処理施設投入の款中「10ℓにつき、」を「10kg につき」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。